

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度施行細則

### (目的)

**第1条** この施行細則は(社)日本ペインクリニック学会定款第1章第4条第4号の(社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に基づいて設ける。

### ペインクリニック専門医資格審査申請者

**第2条** ペインクリニック専門医資格審査の申請ができる者は、申請時において5年以上引続き(社)日本ペインクリニック学会正会員で、臨床医として6年以上の経験があり、受験する直前の5年間に(社)日本ペインクリニック学会学術集会および支部学術集会に各2回以上出席し、次の資格を有する者。なお、申請書類受付期間は毎年6月1日より9月30日までとする。

- 1 (社)日本専門医機構基本領域の専門医資格(学会専門医・機構専門医を問わない。暫定専門医、猶予などは不可)を有し、その研修期間中またはその後(社)日本ペインクリニック学会指定研修施設で1年以上ペインクリニックに関する研修を行った者。

**第3条** ペインクリニック専門医の新規資格審査申請者は、第2項に掲げる書類に所定の審査料を添えて、毎年委員会の指定する期間内に(社)日本ペインクリニック学会専門医認定委員会事務局(以下「委員会事務局」)へ申請するものとする。

- 2 申請書類は、次の通りとし、電子申請とする。なお、全ての提出書類などについては、会員になった年度からのものを有効とする(下記の(4)(5)(6)を除く)。

- (1) 所定の研修証明書(施設代表専門医の署名捺印が必要)。
- (2) 履歴書(所属学会名を明記)。
- (3) 業績目録(臨床・基礎を問わずペインクリニックに関する論文および学会発表)

【業績目録には次の①から③のいずれか一つに該当する論文を含み、その別冊もしくは複写】

- ① 日本ペインクリニック学会誌筆頭著者の1編(原著、症例報告、短報、総説、講座)
  - ② 日本ペインクリニック学会誌共著者の2編(原著、症例報告、短報、総説、講座)
  - ③ 査読を受けて雑誌(邦文英文を問わない)に掲載された(掲載予定可)原著もしくは症例の報告(症例報告、症例対象研究、症例集積研究、短報)の1編。筆頭著者に限る。代表的な雑誌は、Journal of Anesthesia (JA)、日本臨床麻酔学会誌、日本疼痛学会誌、日本慢性疼痛学会誌(慢性疼痛)、麻酔、ペインクリニックなどである。その他の雑誌については専門医認定委員会で申請時に審議する。
  - ④ 学会発表は、(社)日本ペインクリニック学会学術集会、支部学術集会いずれかでの発表を1回以上とし、その抄録の複写(演者、共同演者は問わない)。
- (4) 該当する学会の現在有効な専門医認定書の複写。
  - (5) 申請年度の9月30日から遡って5年間に(社)日本ペインクリニック学会学術集会および支部学術集会の各2回以上の参加証明書。
  - (6) 申請年度の9月30日から遡って5年間にAPRINeラーニングプログラム「研究における不正行為」・「オーサーシップ」・「盗用とみなされる行為」3単元の受講修了証。

### ペインクリニック専門医資格審査

**第4条** 委員会は第2条の資格を有するペインクリニック専門医申請者に対し、毎年1回審査を行う。ただし、審査日時などの詳細は委員会が決定し、学会誌および本ホームページに公示するものとする。

- 2 審査方法は、書類審査、筆記試験および口頭試問とする。
- 3 審査料は、書類審査11,000円、筆記試験・口頭試問22,000円とする。
- 4 受理した審査料のうち、書類審査で不合格の場合は筆記試験・口頭試問料を返還する。

### ペインクリニック専門医登録

**第5条** ペインクリニック専門医資格審査に合格した者は所定の登録料33,000円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。

### ペインクリニック専門医資格の更新

**第6条** ペインクリニック専門医の有効期限は認定証の交付を受けた日から5年間とする。

- 2 ペインクリニック専門医資格の更新を申請する場合は、期間中の5年間で総得点50点以上取得したことを証明する書類と、担当医で診察した臨床経験50症例、およびその中の5症例の治療経過(症例は5年以内

のもの)を提出しなければならない。また、(一社)日本ペインクリニック学会学術集会に5年間に1回以上の出席を必要とする。

- 3 臨床症例および治療経過を次の通り付記する。なお、略語は認めないことにする。臨床経験 50 症例をあげ、その中で 5 症例の治療経過を規定の書式を用いて付記する。イニシャルによる患者名、性別、初診日、最終診療日、または直近の診療日、病名、治療法、400 字程度の治療経過を付記する。
- 4 通常更新が 3 回認められた者は、4 回目以降の更新時に臨床経験 50 症例およびその中の 5 症例の治療経過の提出は不要とする。猶予、暫定は通常更新として数えない。
- 5 資格の更新を申請する場合は別に定める基準に従い、更新に必要な点数を取得したことを証明する書類および症例に審査料 11,000 円を添えて委員会事務局に申請するものとする。ただし、年会費免除者の審査料は、不要とする。
- 6 更新審査に合格した者は所定の登録料 11,000 円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。ただし、年会費免除者の登録料は、不要とする。
- 7 条件を満たせなかった場合は、最長で 2 年間の更新猶予、または最長で 5 年間の暫定専門医を申請することができる。申請を希望する者は、所定の書式に理由を記し、審査料 11,000 円を添えて専門医認定委員会へ提出する。ただし、更新猶予期間は 2 年以内、暫定専門医期間は 5 年以内とし、更新は認めない。この期間中は広告できない。更新猶予または暫定専門医の期間終了後の更新は、1 年毎に点数 10 点以上、かつ臨床経験 10 症例(1 症例の治療経過の付記を含む)の提出、1 回以上の(一社)日本ペインクリニック学会学術集会への参加、および審査料 11,000 円を添えて提出する。更新審査に合格した者は所定の登録料 11,000 円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。ただし、年会費免除者の登録料は、不要とする。
  - (1) 更新猶予とは、やむを得ない事情により、5 年間で総得点が 50 点に満たない者を対象とする。
  - (2) 暫定専門医とは、将来的にペインクリニックの臨床に戻る可能性がある者で、総得点を満たすことは出来るが、50 症例を提出できない者とする。

#### 指定研修施設資格審査

**第 7 条** ペインクリニック専門医の資格を得るための指定研修施設は、各種疼痛疾患並びにその関連疾患の診療を行う施設のうち、次の号の基準を満たしているものとする。なお、新設などの施設においては、6 ヶ月の実績後から受付けるものとする。

- 2 ペインクリニック診療を週 3 日以上行なっていること。
- 3 代表専門医として、常勤(週 3 日以上勤務)の(一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医を 1 名置かななくてはならない。
- 4 ペインクリニックの治療、教育および研修にふさわしい人員、外来や入院などの設備を有していること。

**第 8 条** 指定研修施設は、その施設長および当該ペインクリニック専門医の申請に基づき、委員会の審査を経て、(一社)日本ペインクリニック学会が指定する。

**第 9 条** 指定研修施設において、第 7 条の条件および施設情報(学会ホームページの指定研修施設一覧に掲載している内容を含む)に変更が生じた場合には、ペインクリニック専門医は直ちに委員会事務局にこれを報告しなければならない。

**第 10 条** 審査料は、22,000 円とする。

- 2 前項の報告により、指定基準を満たさないと委員会が判断した場合は、当該研修施設の指定を取り消すことがある。

#### 指定研修施設資格の更新

**第 11 条** 前項の条件を満たし、指定研修施設の有効期限は認定証の交付を受けた日から 5 年間とする。更新登録料 22,000 円が必要である。

- 2 ある一定期間代表専門医が不在となる場合には、委員会事務局に報告し、これを審議する。
- 3 更新の条件は、指定研修施設資格審査 第 7 条を満たした上で、以下①・②を必須とする。
  - ① 代表専門医が、「医療安全」・「医療倫理」・「感染対策」の日本専門医機構認定の共通講習会(主催問わず)を 5 年間に各 1 講座以上受講すること。  
なお、「感染対策」については、(一社)日本ペインクリニック学会学術集会時に開催する ICD 講習会の受講でも可とする(ICD 制度協議会・ICD 講習会への申込み必須)。
  - ② 安全委員会指定の有害事象調査の回答を学会が指定する期日までに毎年提出すること。

- 4 指定研修施設資格の更新を申請する場合は、有害事象調査の回答状況および講習会への出席を証明する書類を添えて委員会事務局に申請するものとする。

但し、2020年～2024年の5年間の更新資格申請分については、猶予期間として、認定期間中に受講した認定施設更新のための必須講習会（旧：専門医指導者講習会）、代表専門医が出席した日本専門医機構認定の共通講習会（医療安全・医療倫理・感染対策：主催問わず）も認めることとする。

#### 附 則

- 1 本施行細則の改訂は、(社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に従う。
- 2 本細則は、2023年7月16日より施行する。

1988年7月29日制定 1990年7月20日改正 1993年7月23日改正 1995年7月26日改正 1997年1月11日改正  
1998年7月24日改正 2000年7月14日改正 2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2005年7月28日改正  
2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正  
2012年7月8日改正 2012年11月3日改正 2013年7月13日改正 2014年7月27日改正 2015年7月26日改正  
2016年7月10日改正 2017年7月23日改正 2018年7月22日改正 2019年7月21日改正 2020年8月9日改正  
2021年7月25日改正 2022年7月10日改正 2023年7月16日改正